



足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る 労働安全衛生規則の一部を改正する省令等について

(令和5年4月14日付け基発0314第2号)

改正労働安全衛生規則について



1 改正の趣旨

建設業においては、今なお年間100人程度の労働者が「墜落・転落」災害によって死亡（京都府内では4人）しており、その対策を講ずることが強く求められていることを踏まえ、「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」において、墜落・転落災害防止対策に係る報告書が取りまとめられた。当該報告書を踏まえ、以下のとおり、所要の改正を行ったもの。

なお、令和元年～3年に発生した足場からの「墜落・転落」による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

2 改正の概要

- (1) 一側足場からの「墜落・転落」災害が発生していることから、一側足場の使用範囲を明確化するために必要な措置を規定したこと。
- (2) 足場からの「墜落・転落」災害が発生している事業場においては、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることから、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるために必要な措置を規定したこと。

3 施行日等

公布日：令和5年3月14日

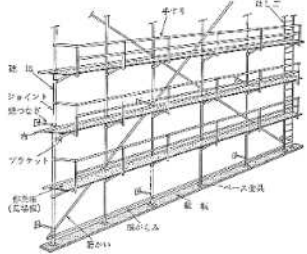
施行期日：(1)については、令和6年4月1日、(2)については、令和5年10月1日

改正労働安全衛生規則について

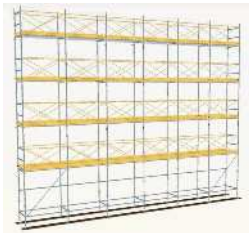


1 一側足場の使用範囲を明確化

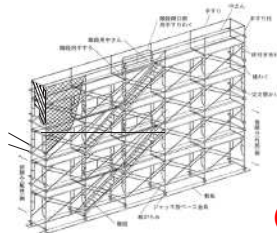
主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（ ）ことを踏まえ、本足場を使用するために**十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）**においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



本足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



() 令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実にされるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

4 施行日等

公布日：令和5年3月14日

施行期日：1については、令和6年4月1日、2及び3については、令和5年10月1日

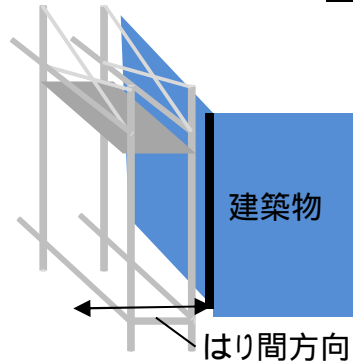
一側足場の使用範囲の明確化について



1 「幅が1メートル以上の箇所」について

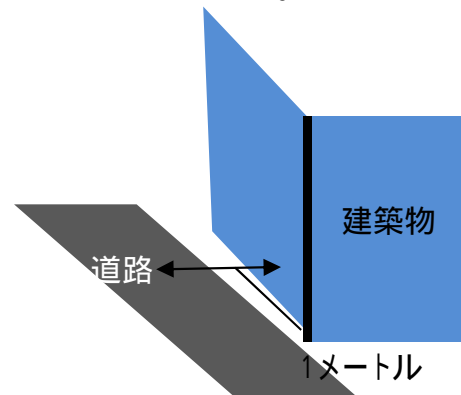
基本的な考え方

足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が**1メートル**。



例外について

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかるとして、使用許可が得られない場合等は、「幅が1メートルの箇所」に含まれない。



事業者が行うべきこと

足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートルの箇所」を確保すべきもの。

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

一側足場の使用範囲の明確化について

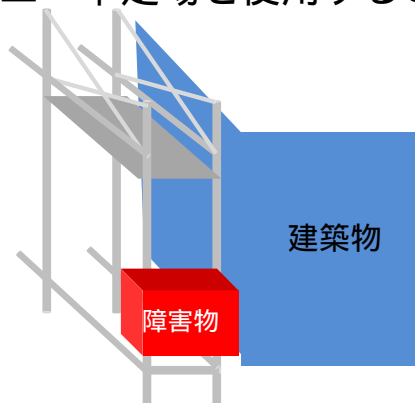
2 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」について

足場を設ける床面において、はり間方向の水平距離が1メートル以上の場合においても、本足場を使用することが困難な場合のこと。

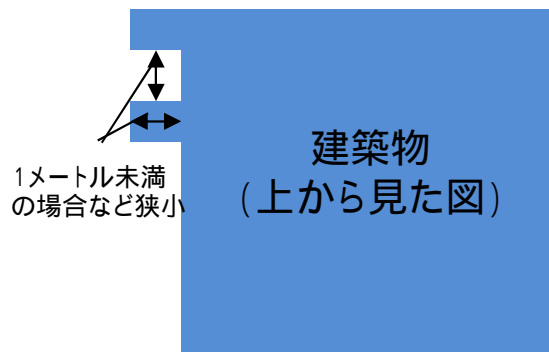
具体例

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

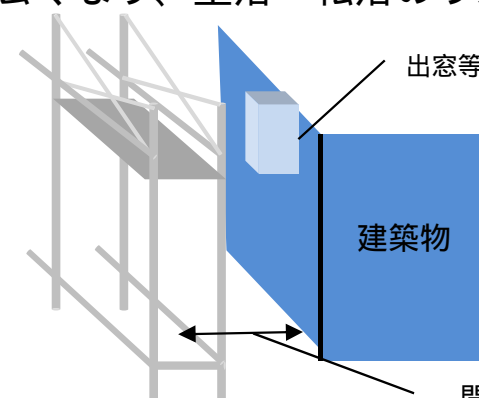
- ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき。
- ウ 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まる時。



アの例



イの建築物の例



エの例

間隔が広く、墜落のリスクが高まる

3 その他

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。

建築物と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。



足場の点検時の点検者の指名の義務付け及び 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について



足場の点検時の点検者の指名の義務付けについて

点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法**で行うこと。

安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者（＝組立て等後の点検の点検者）については、**足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、一定の能力を有する者（ ）**が望ましいこと。

足場の点検に当たっては、**「足場等の種類別点検チェックリスト」**（推進要綱、別添）を活用することが望ましいこと。

令和5年3月14日付け、基安発0314第2号足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

- () 組立て等後点検の点検者として指名することが望ましい者（推進要綱、別添参照）
- ・ **足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者**
 - ・ **労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者**
 - ・ **全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者**
 - ・ **建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者**

足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

組立て等後点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。

なお、記録すべき点検者の氏名は、**安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のもの**とすること。

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、**「足場等の種類別点検チェックリスト」**（推進要綱、別添）を活用することが望ましいこと。

令和5年3月14日付け、基安発0314第2号足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

足場等の種類別点検チェックリスト () 足場用 (注1)

足場点検チェックリスト

工事名 () 工期 () (注2)

工事種別 () 点検者氏名 () (注3)

点検日 () (注3)

点検実施理由 (点検後、地震後、足場の組立後、一部解体後、実測後) (その詳細) (注4)

点検者の氏名、職種、業種 () (注5)

点検事項(注6)	点検の内容(注7)	良否(注8)	点検者(注9)	確認(注10)
1 足場の構造、形状及び取付部の状態				
2 連結、吊、懸吊等の緊結部、接合部及び取付部の緩み				
3 緊結材及び緊結金具の緩み及び腐食				
4 足場用踏面(踏止装置)の取外し及び緩みの状態(注11)				
5 横木等(拘束の踏止装置)の取外し及び緩みの状態				
6 網目の欠け及び緩みの状態				
7 緩い、破え、変な等損傷の有無				
8 連結、吊及び取付部の緩みの状態				
9 突りよるとり締めの取外し及び緩みの状態				